

北宋時代の盜賊重法

徳 永 洋 介

はじめに

第一章 北宋前期の治安立法と盜賊問題

第二章 盜賊重法の成立と展開

第三章 北宋後期の盜賊重法 —— 元豐敕と元祐敕のはざままで ——
結びにかえて

はじめに

宋代の治安立法のなかでも、英宗の治平二年（一〇六五）から徽宗の大觀二年（一一〇八）にかけて施行された盜賊重法はひときわ異彩を放つ存在である。これは北宋時代を通じて群盜や軍賊などの盜賊集團が相繼ぎ發生し社會不安が深刻化するなかで登場したもので、治安上の重點地域とされた州縣で強盜や劫盜（持仗強盜）を犯せば、通常の盜罪に比べて格段に重い處罰を受けるものとされたほか、これらの犯罪者を匿ったり各種の便宜を供與する窩藏に對しても嚴罰を以て臨んだところに顯著な特徴があった。しかも、この法規では捕盜官の任用から賞罰、告發者に對する恩賞などにわたるまで廣汎な内容が盛りこまれており、さながら總合的な盜賊對策法の觀を呈していた。

むろん盜賊重法が適用される重法地分は盜賊が頻發する一部の州縣にとどまるものながら、それがとりわけ宋代に必要とされた社會的背景として、佐伯富氏は近世中國の專制國家が財源確保の目的で實施した專賣制度が密賣組織の横行と盜

賊集團による犯罪行爲を増加させたところにあると論じた^①。これに對して、梅原郁氏は佐伯氏の議論をひとまず認めつつも、宋代に頻發した集團犯罪は大量の犯罪者や潜在的な危険分子を廂軍や巡檢配下の雜軍に組みこんだ刑罰制度のあり方と密接に關わっており、盜賊重法もこうした事態に對應して施行された治安政策の一齣と見るべきであると指摘した^②。しかし、佐伯・梅原の兩氏ともこの法規が徽宗朝の比較的早い時期に廢止された事實を見落としているだけでなく、とくに佐伯氏の所説には盜賊重法が最終的に國都の開封を含む過半の地域で適用されたと考える點で大きな誤解がある。まして氏の強調するとおり盜賊問題の主要な原因が宋代以降の專賣制度にあるとすれば、この種の治安立法がなぜ北宋後期にしか見られないのかという疑問も當然生じる。さらに梅原氏の見解にしても、宋代の史料では盜賊の窩藏が集團犯罪の頻發と關聯してつねに問題になると述べているにもかかわらず、盜賊重法が窩藏の取り締まりに格別意を用いていたことにはいつさい觸れていない。

このように盜賊重法をめぐる事實關係にはいまだ解明されていない部分が少なくなく、從來の議論にも多くの點で再考の餘地があると言わねばなるまい。ただ、そのなかで唯一の例外と言えるのは、清末の法務官僚薛允升の見解であらう。彼は明律が強盜や竊盜とは別に盜賊の窩主に特定した條項を新たに設け、盜犯の宿主となったり盜品の故買に與つた者にも強盜や竊盜と同等かこれに準ずる罪科に問うと明記していることに着目し、この法文が直接には元制の強竊盜賊窩主例^③に依據してできたものであるとしても、實際には北宋後期にも同様の法的規制が盜賊重法のかたちで行われていた事實を指摘した^④。換言すれば、それは、宋代に盜賊の窩藏が治安上の懸案となるなかで、これを主要な規制の對象とする盜賊重法がまず整備され、最終的には明律の條文に歸着したというだけでなく、宋代以降、盜賊行爲に對する國家の對應が明らかに變わつたことをいみじくも示唆しているのである。

上記のように、たとえ北宋後期の四十三年間に施行されただけにせよ、盜賊重法が盜罪に關わる法律のあり方に大きな劃期をもたらしたことや、それがのちの治安立法に與えた影響を考慮に入れれば、この法規の實像を問い直す作業はやは

り避けて通るわけにはゆくまい。そこで本稿では、盜賊重法の登場から終焉までの経緯をたどりながら、當該の法規が宋代の治安政策に果たした役割とその歴史的意義を論じていくことにしたい。

第一章 北宋前期の治安立法と盜賊問題

古來、中國では國家秩序に對するあらゆる侵害行爲を「盜」「賊」「寇」などの語で一括したように、盜賊重法が對象とする盜賊についても、通常の竊盜犯や強盜犯にとどまらず、廣く治安を亂す不法行爲の範疇で捉える必要がある。具體的な定義としては、南宋中頃の例ながら、慶元捕亡令の次の法文が恰好の手がかりを與えてくれる。

諸て、賊盜發すれば、本州は即時に籍に注す。強盜及び殺人の賊は三日を限りて奏し〔兇惡群盜の界に入る、或いは已^す經に奏至るに界を出づるは、曾て作過せずと雖も、これに准ず。〕、及た提點刑獄・提舉賊盜司に申す〔謀叛及び州縣鎮寨内の劫盜、或いは諸軍の結集せる強盜、若しくは強盜七人以上なる者は、仍お轉運司に申す。〕。仍お捕盜官の印紙に批書す。監司は至る所にて印紙を取索して點檢し、提點刑獄司は毎歳の六月・十二月の終りに、各おの諸州の已に獲^{とら}えたる、及び百日に滿つるもいまだ獲えざる火數を具^{そな}え、次季に限りて以て聞す〔強盜は月ごとに一次、已未獲の人數を具えて、尙書刑部に申す。〕⁽⁶⁾。

もとより法文の内容は宋初以來の盜賊對策の積み重ねをいわば集約したものであり、その定義を直ちに宋代全般に敷衍するわけにはいかない。だが、當時の文獻が盜賊という言葉を用いる際には、それが暴力や脅迫をとまなう強盜や強盜殺傷をあくまで基本としながらも、劫盜・群盜・軍賊（諸軍結集強盜）などと稱される盜賊集團もしくは武装集團が行う各種の不法行爲を廣く含んでいたことは上記の法文からみても明らかであろう。⁽⁷⁾

さて唐律の定義によれば、強盜は「財を得ざるは、徒二年。一尺は徒三年。二尺ごとに一等を加え、十疋及び人を傷つけたる者は絞」とあるほか、武器や棍棒を用いて強盜を行う持仗強盜（劫盜）は、「財を得ずと雖も、流三千里。五匹な

れば絞、人を傷つけし者は斬（以上、賊盜三四）とあるとおり、爾來、通常の強盜よりも重く處罰されるのが通則であった。しかし、唐末五代には盜賊や私鹽の徒が盛んに活動するなかで嚴罰化が進み、後漢の一時期には「盜賊は賊の多少を問うなく、皆な死に抵つ」とされたほか、この峻法の解消をめざして後周が顯德五年（九五八）に發した敕でさえ、「今後、應ゆる持仗行劫は賊あると賊なきを問わず、並びに死に處す。その同行の劫賊の内^あに持仗せざる者あらば、亦た與に同罪。その餘の強盜と稱する者は、律文に准じて處分す」とあるとおり、とりわけ劫盜犯には通常の強盜犯とは比べものにならない嚴しい處斷が待ち受けていた。

宋はこうした五代の峻刑を緩和すべく、臀杖・脊杖・配役（徒役）を基本とする主刑のしくみを整え、配流・配軍・編管・羈管などの編配を適宜附加する犯罪者處罰の體系を發達させた。強盜法や竊盜法についても、これと並行するかたちで改正が進められ、太祖の建隆三年（九六二）には強盜を死罪に處す要件を大幅に緩和するとともに、従来の鎮將に代えて縣尉と弓手を再び配置し、劫盜と殺人賊に焦點を合わせた捕盜體制の整備を進めた。その後も乾德五年（九六七）に劫盜を一律に死罪とするのをやめ、盜犯が傷害行爲に及ばない限り、贓額に應じて量刑する方針に切り替えるなど、幾度かの法改正を経て、仁宗の景祐二年（一〇三五）にはようやく以後の基本原則となる強盜法が確定した。この改正法では律の罪名が復活したため、おおむね律の強盜法と近似した外見を呈しながらも、盜贓六貫以上の強盜犯をはじめ、持仗強盜（劫盜）のうち死罪とならない犯罪者については、配軍刑に處して社會的に隔離する方式が明確に組みこまれた。竊盜法の内容もこれに併せて修正されたが、前代以來の峻刑がひとまず拂拭され、宋代の刑罰制度が新たな段階を迎えた意義は改めて注意しておかねばなるまい。

ところが、これと時を同じくして、國都開封では宋初以來の寬刑主義とは逆行するかのようになり、「京城の持仗竊盜も財を得ること錢四千たれば、亦た刺して兵と爲す」との詔敕が出された。李燾が「是れより盜法は惟だ京城のみ重きを加うるも、餘は舊に視て益ます寬し」と評するとおり、同じ盜罪であっても開封城内では通常より重い處罰が待ち受けて

いたのである。佐伯富氏はここに盜賊重法の濫觴を求めるが、後年に「京城竊盜常法」とも呼ばれた例もあるように、それはあくまで刑法上の特例地域を設けた點において共通するというだけで、嚴密には重法とは系統の異なる特別法であったと見るべきだろう。¹⁷⁾

むしろ、ここで注意を要するのは、一聯の法改正の直後に出示された次の詔敕である。

又た詔して、能く群盜の人を劫殺するを告せし者あらば、十人以上には錢十萬を賞し、十人に及ばずとも、數を計えてこれを給せしむ。(『長編』卷一一七、景祐二年八月丙辰)

直接には劫盜殺人を告發した者には犯人の數に應じて恩賞を與えるというに過ぎないが、前掲の慶元捕亡令が強盜七人以上を一つの基準としたのと同じく、具體的な盜賊の人數を擧げて當局の對應を明示していること自體、盜賊集團の不法行為がすでに坐視できない段階にきていた事情を裏書きするものにほかならない。¹⁸⁾ しかも、この種の犯罪行為は黃河下流域に位置する河北と京東でとくに顯著であり、當地では十一世紀の初めから深刻な被害がたびたび記録されるだけでなく、その自然條件と交通の要衝という地の利を生かして賊活動を一種の副業とみなす氣風もまた根強く存在していた。¹⁹⁾

舊録に云わく、初め京東の諸路には人の習いて盜を爲す處あり。上等の稅戶と雖も、豐歲に在りて寇攘剽劫して畏懼するところなし。しかも儕類相い與にこれが囊橐を爲すが故に刑名は他路に視べて重きを加え、以てその心を懲らさんとす。(『長編』卷四〇九、元祐三年四月丁酉)

この地方をたびたび襲った災害や饑饉が盜賊の發生に繋がる場合もないではなかったが、實際には黃河の治水事業や汴水の堰堤工事のために投入された多數の勞役兵や軍隊内部の不逞分子がしばしば盜賊行為に及んだばかりか、その多くが犯罪者出身という事情も手傳つて、逃亡を重ねては盜賊に身を投じる例が跡を絶たなかった。神宗の治世に李琮が「自來、河北・京東は常に盜賊に苦しむも、京東は尤も甚だし」と述べ、蘇軾が徐州知事として「京東の惡盜は多く逃軍に出で、逃軍が盜と爲らば、民は則ち風を望みてこれを畏る」と語つた軍賊の跳梁は、早くもこの頃から現實問題と化していたの

である。

そのため政府は縣尉とは別に路や州ごとに複数の巡檢區を置くなど、早くから捕盜體制の強化に努めたが、巡檢が率いる土軍には配軍された犯罪者や無頼の徒が少なからず含まれており、縣尉の配下で現地の事情にも精通した弓手に比べてほとんど用を爲さなかつた。⁽²⁵⁾但し、その弓手にしても、かねてから因縁のある縣の胥吏や豪民の協力に負う部分が大きく、人的關係の如何によっては凶悪犯ですらあえて取り逃してしまふ場面も珍しくはなかつた。⁽²⁶⁾縣尉や巡檢を基本とする捕盜體制がこのように貧弱であてにならないだけでなく、本來は取り締まる側の者が盜賊と氣脈を通じていたり、時には盜賊と同然の不法行爲をはたらくありさまでは、人々が盜賊の被害を官司に訴えて出るところか、いつそ盜賊に協力したほうがその報復を避けられると考えるのはごく自然な流れであつた。

凡そ賊盜あらば、多く村耆の告屬するところと爲り、或いは被劫の家に抑逼して錢物を私陪せしむれど、更めて申報せず、及び賊人の數目を減落して科校ちやうせうを規避すれど、賊の敗るるに至るに及び、即便いたたに陳首す。兼ねて郷村の内には多く賊盜・逃軍及び諸の惡跡の人を藏かくし、或いは資財を利とし、或いは讎報を懼れて、竝たえて官に告せず。〔宋會要〕
兵一一一〇、天聖二年二月二十二日

こうした狀況はとかく國家の統制が及びにくい地方の事柄としてかたづけられがちだが、⁽²⁷⁾ここで銘記しておくべきは、それが邊地以外でもかなり廣汎に見られただけでなく、一般の民戸までが時には盜賊の窩藏に手を貸すのを餘儀なくされたことであらう。

もつとも、盜賊の被害が深刻な地域では、民間にも自ら賊を捕縛しようとする動きがありながら、そのつど州縣當局の妨礙にあい實現には至らなかつた事例も少なくない。

三門白波發運使梁吉甫言えらく、諸處にて盜賊結集すれども、捕を願う者は多く官の制するところと爲り、その方略を盡すを得ず。請うらくは、自今、人を募りて皆なに給するには文符を以てし、自ら郷縣において糾集してこれを掩

捕するを許せ。これを捕えんとして獲えし者には、賞するに賊の隨身の物を以てし、仍お人數を量りて別に酬獎すべし、と。これに従う。(『長編』卷二九、康定元年十一月甲寅)

官憲がこの種の自警團の活動に否定的な態度を示した理由の一つとして考えられるのは、かつて宮崎市定氏が論じた結社の存在であろう。氏によれば、宋代には民間で武藝を習いたいという若者が集まって社をつくり、武藝者の教頭を雇うことが流行つたため、これが治安上の頭痛の種となるのを怖れた政府は繰り返し厳しい禁令を出して取り締まった²⁸。

事實、こうした結社は、宮崎氏が擧げる京東の淄州や濟州をはじめ、同じく盜賊が多發する河北や河東・陝西などでも官憲との間にたびたび悶着を起こしていた。²⁹ 仁宗の天聖年間(一〇三三—三二)、陝西の耀州で起きた事件はその實態を伝える貴重な手がかりとなる。

縣人の李氏は豪富の無頼にして、盜賊の囊橐を爲し、惡少年數十百人を聚集して相い與に社を爲り、號して沒命と曰う。民に吉兇聚會あらば、即ちに群往してその飲食を責め、³⁰ 席端に倨坐し、意氣自若として、醉飽すれば乃ち去る。會人の語言に己と忤るを得れば、則ち氣に乗じて呼讎忿争して、一人を推次す。装いは死囚の刑に就くの狀の如く、力を極めて死闘し、人を殺傷すれど、捕得すれば、獨り一身を以て衆人の罪を兼物せしむ。邑里患いてこれを畏るるも、これを如何ともするなければ、則ち相い與に客に迎えてこれを善視し、前後且に十年たらんとすれど、人の敢えて言う者なし。公(薛顔)これを知り、吏をして李氏を捕えて窮治せしむ。(劉攽『彭城集』卷三六、宋故中大夫守光祿卿分司西京上柱國河東郡開國侯食邑一千三百戶賜紫金魚袋薛公神道碑)

この記事は縣内をわがもの顔にふるまう暴力團まがいの組織として禁壓した立場から書かれているため、この種の結社のすべてがそうであったと斷ずるには些か慎重でなくてはならないが、少なくともそれが盜賊の被害を防ぐ有力な手だてとなる反面で、さまざまな暴力事件を起こしたり、盜賊を窩藏して治安を亂す危険を孕んでいたことも現實であった。

そこで政府が目をつけたのは、むしろこの窩藏に對象を絞って取り締まる方法であった。

「審刑院・大理寺」今ま參詳すらく、(中略)應ゆる賊を停め及び情を知りて賊を受くる人、如し却て能く計謀もて賊人を捉殺する、並びに賊人の見に本家に在りて宿食せしに、能く來りて官に告げ、茲(こ)に因りて賊を獲えたる者は、獲えしところの人数に據りて、並びに上條に依りて酬賞す。仍お、特に停贓すると情を知りて賊を受くる本罪を免ぜず。その計謀もて捉殺すると雖も、官司を経て告首せず、別に彰露を致さば、即ち停贓する等の罪を免ぜず。〔宋會要〕

兵一一二、皇祐二年閏十一月二十四日)

盜賊の窩藏とは、賊の宿主として隠れ家や根據地を提供し、掠奪品の故買や引き受けを行うほか、情報の蒐集や日常の世話に至るまで、およそ賊の活動には欠かせない事柄であり、宋代には盜賊の發生と關聯していつも問題となった。右の記事も犯罪者を匿い(唐律・捕亡一八)、掠奪品を預かり故買した罪(唐律・賊盜四九)を赦免するかわり、彼らを盜賊の摘發・捕縛に協力させるよう提言してはいるが、但し、それはあくまで律文に則った處置の域を出ておらず、重法に繋がる特徴はまだ確認できない。この意味で興味深いのは、蔡挺が講じた次の施策であろう。

時に河北は寇盜充斥したれば、公、選を以て博州に知たりて、五品の服を賜わる。郡に至らば、屬城を飭し、比伍の令を嚴しめ、閭里の宿猾の嘗て盜の囊橐を爲せし者を求め、數人を得たり。密かに召して約束し、その宿負を貸して以て吏に補し、諸偷を察して區處せしむ。發するごとに、輒ちその主名を知らば、吏兵掩取して逋匿するところなし。歲中に數百千輩を獲えて境内肅清たり。(張方平『樂全集』卷四〇、贈工部尚書蔡公墓誌銘)

窩藏犯を密偵に用いて存分の成果を挙げた例と言えようが、ここでは蔡挺がまず隣保組織を整備して治安上注意を要する人物をあらかじめ特定していた點に注意しておきたい。

ところで、宋代に盜賊の窩藏がにわかに關心を集めた背景には、この時代に顕在化した犯罪の廣域化と集團化がある。司馬光が「凡そ強盜を爲す者は、本管の「地」分にて過を作すを肯わず、須く他處に在るべし。蓋し梟が本地分の捕盜人に及べば、自から容るるところなきを恐るるが故なり」と述べたとおり、強盜犯たちは本據地を遠く離れて活動するのが

ふつうで、これによって彼らは官憲の追及を巧みにかわしながら不法行爲を續けることができた。前掲の慶元捕亡令において他郷の群盜が所轄の領域内を通過しただけでも報告を勵行するよう規定していたのは、こうした犯行地域の擴がりとも無縁ではない。實際、多くの盜賊は自在に結集と分散を重ねながら、各種の資源が集積する國都開封をはじめ、街道や水路を運ばれる物資を恰好の掠奪對象としたから、賊活動の據點となる窩藏が重要性を高めたのは當然であり、極端な例では政府の情報傳達や人員・物資の移動に携わる馬遞鋪や運河沿線の遞鋪が盜賊の窩藏に荷擔する事態すらたびたび生じていた。⁽³⁴⁾

はじめ北宋政權はこうした治安状態に正面から向きあおうとせず、消極的な對應に終始していたものの、その轉機は思わぬかたちで訪れた。仁宗の慶曆年間（一〇四一―四八）に相繼いだ大規模な軍賊の叛亂である。個々の軍賊はせいぜい二十人から多くても數十人程度の勢力に過ぎなかつたが、京東や河北に端を發した騷亂は陝西・京西・淮南・荆湖南北の諸路にもたちまち波及し、時には五百人から千人の武装集團に膨れあがることもあつた。⁽³⁵⁾ 賊徒の内譯は、いずれも強壯弓手や土軍、あるいはこれを禁軍に編成した宣毅軍に屬する兵卒であり、もとは康定元年（一〇四〇）に始まる西夏との抗爭を機に治安部隊として召募された無頼や浮浪者たちにほかならない。

慶曆の初めより、朝臣をして京東西等路に分往して強壯弓手を招刺して宣毅軍に充てしめ、俄かに又たその人を備いて自代するを聽す。（中略）その諸州の宣毅は悉く遊惰不逞の民を聚むれど、材力技勇の程選するところあるにはあらざるなり。後に光化軍の軍賊の竊發するに緣りて、朝廷の條約、體を失い、姑息當を過ぐるごとく、驕子を養うがごとく、轉た怨懟を生ず。臣比ちかごろ審刑に在りしに、諸州奏到せる宣毅兵士の文案は月としてあらざるはなし。大なれば則ち謀りて官吏を殺し倉庫を劫うばわんと欲し、小なれば則ち謀りて民戸を殺し山林に入らんと欲す。多きは三五十人に至り、少なきも亦た一二十人なれど、告賞の科の重きを以ての故に謀りごとあらば輒ち告發せらる。（『樂全集』卷

二二、論地震請備寇盜事）

これによれば、彼ら軍賊はふつう十人から數十人で劫盜を行うものの、大抵は高額の恩賞めあての告發を受けて犯行に及ぶ前に逮捕されてしまうのがおちであったという。

他面、州縣官や捕盜官が賊徒に屈從を餘儀なくされたり、治安部隊の貧弱さが災いして少人數の群盜でさえ捕縛できず、その無力ぶりを見せつけられるなど、宋の捕盜體制の綻びが隨處で露呈したが、この時の騷擾が當局者に與えた衝撃はこれだけにとどまらなかった。とくに軍賊が鎮市を襲つて州城や縣城を占據し、公然と官員を殺害するような、「謀叛」と變わらない犯行もさることながら、政府當局が最も危機感を募らせたのは、平素は小規模な盜賊集團が時として侮り難い勢力に成長することであった。現に光化軍で蜂起した軍賊が懲罰兵や配軍刑徒で構成される鑄錢監の兵士二千人と合流しようとした事件は、潜在的な危険分子と目される人々や宗教結社にまで監視の目を向けさせる契機になった。

したがって、盜賊活動の根幹とも言うべき窩藏の取り締まりが治安上の喫緊の課題となるのは、もはや論を俟たないことであつた。慶曆元年（一〇四二）、張方平が陝西防衛策の一環として提出した議論にはこの意味で見逃せないものがある。

今ま若し流巴上の罪の鑄錢・造印、及び諸の盜を爲し罪に抵つ、結群して禁利を冒販せる十人巴上、賊情を明知して過致資給匿藏して分を受くる、かくの如き等の罪の但そ良民の害と爲り、情理の蠹惡なる者をして、悉くその本身の一房を邊に徙さしめ、口に隨い田を贈らし、自ら食を給せしめ、然る後に什伍の法を爲りて、相い保察せしめん。

〔樂全集〕卷二二、西事諮目上中書

主要な論點は、流罪以上に相當する重罪犯のうち、とくに凶惡な者はその家族も邊境に強制移住させるといふものながら、ここで重要なのは盜罪の事實を知りながら犯人の幫助や贓物の隱匿などに關與した者もまた處罰の対象とされていることである。つまり、それは強盜犯と窩藏犯の處罰はもとより、その家族をも縁坐させる盜賊重法の先蹤をなすものにほかならない。また張方平は彼らを移送先で隣保組織に編成し相互監視をさせるよう提案しているが、これは慶曆四年（一〇四四）の保州雲翼軍の叛亂鎮定に携わつた歐陽脩が窩藏取り締まりの重要性を訴えた際に、「舊來、常に盜賊・逃軍の患を

爲すあれど、近歲、黎陽・衛縣は各おの郷村の人をば五家ごとに結びて一保と爲す。保を結びてより後來、絶えて逃軍・賊盜なく、公私簡靜にしてその利甚だ博し」と述べたのとまさしく符節を合している。

慶曆新政と稱する變革運動のさなかに相繼いだ騷亂は政府關係者の腦裏に犯罪の廣域化と集團化を現實の脅威として認識させる恰好の契機となった。爾後、提點刑獄を中心とする捕盜體制の整備が着々と進められる一方で、從來の治安立法では規律できない不法行爲に對應した法的規制が強く求められたのはこのためである。⁽⁴⁰⁾北宋なかばに姿を現す盜賊重法が必ずしも專賣制度の矛盾にのみ歸着できないことははや言うまでもあるまい。

第二章 盜賊重法の成立と展開

宋代の盜賊重法を語るうえでまず参照すべき手がかりは、『長編』卷三四四の元豐七年（一〇八四）三月乙巳の條に見える記述である。これは「元豐編敕」（元豐敕令格式）の成書を伝える記事に附録するかたちで「刑法志」から引用したもので、撰者の李燾も認めるとおり、正確な繫年が判然としない憾みが隨處に残る。その原因の一端は當該の「刑法志」自體が「實錄」や「會要」などの基本史料と十分に校合せず、主として「元豐編敕」の記載内容に依據して書かれたところにあると想定される。だが、さしあたりその記載に従えば、重法の發端は仁宗の嘉祐六年（一〇六一）に開封府界の諸縣において「盜賊囊橐の家」を對象に施行された措置に求められる。具體的な内容こそ明言していないものの、范祖禹も「嘉祐七年に初めて窩藏重法を立ててより」と述べるように、盜賊重法が窩藏に對する法的規制として出發したことは間違いない。その反對に、どうみても確證がないのはその繫年である。というのも、嘉祐七年（一〇六二）に「嘉祐編敕」が頒行された事情から考えて、「刑法志」の編纂者や范祖禹の議論のなかに重法の制定とこの編敕をなにかしか關聯づけて論じようとする姿勢がはつきりと窺えるものの、その根拠が實は明確ではないからである。また、「刑法志」では窩藏重法の適用範圍がさらに京東の曹州・河北の濮州と澶州・京西の滑州にも擴げられたと記しているが、『宋會要』が伝えると

ころによれば、それは英宗の治平二年（一〇六五）に當該地區の盜賊對策に盡力した王靖が「盜賊の**戰**まらざるは、大姓の囊橐を爲すに由る」と述べて重法の適用を願ひ出したことにもとづくもので、窩藏重法の施行が明確な整年をもつて示された記録は、これが最初と言わねばならない。⁽⁴⁴⁾

他方、盜賊重法が盜賊の窩藏にとどまらず劫盜犯にも規制の射程を擴げたのは、治平三年（一〇六六）のことであつた。この劫盜重法の適用範圍は窩藏重法と同じく開封府界の長垣・考城・東明の三縣と曹・濮・澶・滑の四州であり、（一）死罪相當の劫盜犯は、その家産を恩賞として告發者に與え、妻子は千里外の州軍に編管する。但し、盜犯自身は恩赦や案問欲舉自首法などの減刑措置が適用されれば、沙門島へ配流する。また、（二）徒流罪に該當する劫盜は廣南遠惡州軍の牢城に刺配して家産の半分を告發者に給附し、妻子は五百里外の州軍に編管するというだけでなく、（三）妻子の編管はいずれも恩赦の對象とならないむねが附則として設けられた。⁽⁴⁵⁾ 要するに、そこには劫盜犯を死刑もしくは僻遠の地への配軍に處すにとどまらず、妻子縁坐法を適用して犯罪者とその家族を根こそぎ排除してしまおうとする意圖が明確にはたつており、沒收財産の給附を好餌にして告發者を誘引するなど、北宋前期の實務經驗を生かして内通者の活用と相互監視を促すしくみも取り入れられていた。同時に、その内容は『長編』所引の「刑法志」に記す「元豐編敕」の規定とほとんど變わるころがないものであり、⁽⁴⁶⁾ 後年に「今の重法の地は獨り匪民一人の罪を犯すが爲に、妻孥に連及して、その家産を沒せらるること、便ち反逆に同じ」と評された重法の特徴は、少なくとも劫盜重法に關する限り、この段階ではほぼ出揃つていたと分かる。

窩藏法と劫盜法を骨子とする盜賊重法は、このように英宗の短い治世に原型をほぼ整えた。もとよりその主旨は「蓋し⁽⁴⁸⁾ 上件に指定せる州縣の居民、自來盜を爲すに習慣し、以て徒黨を結集して官吏を殺害するに至るが爲に、遂に重法を立つ」というものであり、法案の策定にはかねて治安立法の整備を訴えてきた歐陽脩らが政府指導部として深く關與していたに相違ない。とくにこのとき重法地分の指定を受けた州縣では宋初から盜賊の跳梁に惱まされていたばかりか、すでに

見たとおり、現地の豪民がなけば日常的に不法行爲に手を染め、時には劫盜や逃卒を匿うなど、その治安の悪さは衆目の一致するところであつた。それは、これらの地域が黄河の氾濫にたびたび見舞われる不安定な立地にありながら、澶州と滑州には黄河の南北に架かる浮梁があつたのをはじめ、隣接する曹州や濮州と並んで國都開封と河北・京東を結ぶ交通の要衝に位置していた事情とも深く關わる。⁴⁹ とかく移動の便がよいという條件に加え、農業生産性の相対的な低さと當地を行き交う資源の豊富さの不均衡がこの地方で盜賊行爲が多發する最大の要因であり、その地勢上の重要性から見ても、當該の州縣における治安の確保は同時に國都開封の安危に直結する問題でもあつた。

ところで、神宗の熙寧四年（一〇七二）、盜賊重法はその登場から數年を経て、また新たな展開を見せた。本來は開封府界の三縣と近隣の四州のみと指定していた重法地分をにわかには擴大して河北・京東・淮南にまたがる三縣十三州軍と定めたのである。⁵⁰ いずれも國都開封から黄河中下流域そして淮南に及ぶ漕運路線をそっくり収める配置となつていゝうえに、直接には中書檢正刑房公事李承之の建議にもとづく措置と傳えられてはいるものの、宰相の王安石が後ろ盾になつていたことは想像に難くない。⁵¹ だが、聯年の早魃や現場の責任回避も崇つて一聯の盜賊対策は期待したような効果を擧げられなかつたばかりか、とくに河北と京東では治安の悪化に齒止めがかからない懸念もまた現實味を帯びてきていた。⁵²

そこで熙寧十年（一〇七七）には指定の地域外でも重法の一部を適用する暫定措置がとられたの⁵³について、河北の博州・棣州と淮南の亳州・壽州・濠州・泗州そして開封府界の白馬・胙城・韋城の三縣⁵⁴を含む六州七縣⁵⁵が重法地分に指定されると、今度は福建の山間部で起きた叛亂に對應するかたちで南劍州・汀州・建州・邵武軍がこれに加えられた。⁵⁶ 國家は社會不安の解消はもとより、主要な水路と街道の安全を確保するためにも、いわば重法に頼るほかに方法のないまま適用範圍を擴げていったのである。但し、のちに河北の滄州と邢州平鄉縣、そして京東の廣濟軍が指定されたのを除けば、重法地分の追加はこれが實質的に最後となつた。換言すれば、英宗の治平年間（一〇六四―六七）に基本枠組みを整えた盜賊重法は、神宗の熙寧年間（一〇六八―七七）にその適用範圍を國都開封の周邊から河北・京東・淮南の交通幹線に集中

するかたちでほぼ確定し、最終的には元豊七年（一〇八四）に成書した「元豊編敕」に記載されてひとまず定着を見たのである。⁽⁸⁸⁾

なお、『長編』所引の「刑法志」は神宗の元豊年間（一〇七八―八五）にも重法が改定され続けられたかのような書きかたをしているが、⁽⁸⁹⁾ 実際には元豊七年に重法地分の縣尉を下級武官から任用すると定めた一項がつけ加えられたに過ぎない。⁽⁹⁰⁾ したがって、「刑法志」が盜賊の窩藏に關して記す處罰規定は、劫盜重法の場合と同様に、治平二年（一〇六五）に窩藏重法が制定された當時のかたちをほぼそのまま引き継いだと考えるのが穩當であり、具體的な内容を示せば以下のとおりとなる。⁽⁹¹⁾

(1) 匿った犯罪者が劫盜死罪ならば、遠惡地に配軍し、情の重き者は斬とする。いずれも妻子は五百里外の州軍に編管し、家産の半分を告發者に賞金として給附する。

(2) 同じく匿った盜犯が徒流罪に該當するときは、五百里外に配軍、妻子は鄰州に編管し、家産の三分の一を告發者に給賞する。

(3) 竊盜を三たび犯した者は、杖打のうえ五百里外の州軍か鄰州に配軍する。⁽⁹²⁾

(4) 重法地分でなくとも、重法地分の盜犯を匿えば、重法を適用する。

右の項目のうち(3)を除く部分が「刑法志」が記す窩藏重法の骨子であり、劫盜法に比べて處罰がなべて一等から數等軽いかわり、犯人の家産の一部を告發者に給附するなど、唐律の捕亡一八の規定から見れば、格段に厳しいものだったことは明らかであろう。なお「刑法志」には妻子の編管に關わる記述は見あたらないが、のちに元祐敕が劫盜犯の妻子編管法を廢止した際に、「その窩藏人の緣坐せる妻子も此れに準ず」とつけ加えられた事實からも分かるとおおり、窩藏重法にも妻子の編管を明記していたことはまず疑いようがない。

むろん、こうした嚴しい法的規制ができたからといって、ただちに盜賊問題の解消に向かつて事態が進んだわけではな

い。神宗の熙寧年間、重法地分に指定されたばかりの齊州で知事を勤めた李常の事績は、この間の事情を窺わせる好個の史料と言つてよい。

齊には素より盗多し。公至らば、痛く懲してこれを艾む。(中略)他日、黠盗を得うるに、刺して郡兵と爲し、鈴下に直事して稍くこれを任使せしむ。因りてその姦狀を詢うに、對えて曰わく、此れ富家のこれが囊橐を爲すに由り、官吏逮捕して門に及ぶも、一人を禽えて以て獻ずれば、則ち免ぜらる、と。公、乃ち盗を藏すの家を得え、皆な屋を發き柱を破り、盡くその根株を抜かしむ。是れより姦は容匿せず、境内遂に清し。(蘇頌『蘇魏公文集』卷五五、龍圖閣直學士知成都府李公墓誌銘)

豪民や富裕層による窩藏を取り締まるうにも、なかなか有効な方法が見つからず、結局は盜賊出身の密偵を活用して捜査を進め、窩家を摘發してはその建物を破却してようやく事なきを得たというのである。重法の効力が目に見えて表れない以上、盜賊對策の實を少しでも擧げようとすれば、勢い李常のように法外の手段に訴えるのも一つの方法であり、次の劉放のように一見無爲に振る舞いながら着實に實績を積む地方官もいた。

曹は素より盜多し。朝廷、重法を立つるも、盜は息まず。放曰く、民は死を畏れざれば、奈何ぞ死を以てこれを懼れしめん、と。至らば則ち寬平を尙び、務めて不撓に在りて、官屬を視ること子姪の如くなれば、歲中に盜賊衰息す。(王偁『東都事略』卷七六、劉放傳)

劉放が知曹州に着任したのは熙寧八年(一〇七五)のことながら、同じ頃に知考城縣であった孫積中が重法の規定する恩賞制度を隣保制度と巧みに併用して成果を収めた次の事例から判断して、劉放もまたおそらくこれと同様の手法を用いたに相違あるまい。

縣の四隣は皆な重法にして、地には素より盜饒し。公は賞格を明らかにして保伍を厳しくせば、姦すら囊橐するところなし。

いずれにしても、窩藏法が當初から規制の対象としていた大姓・富家の勢力は依然として侮れない存在であり、なかには蘇軾や李琮のように、盜賊が頻發する重法地の知州にはさらに法外の權限と資金を與え、現地の豪民を密偵や捕盜人員として活用させるとともに、凶惡な盜賊を積極的に招安して治安部隊に組みこむよう提議する論者まで現れた。⁶⁵

このため、盜賊重法の實効性を擔保するには、隣保制度の再編強化がいまや欠かせない要件となった。というのも、隣保組織は盜賊の多數を占める浮浪や無賴などの定住性の低い者の所在を明らかにするのに最適なばかりか、盜賊を窩藏して不法行爲をはたらく在地の有力者を相互に監視させるうえでもことのほか効果を發揮したからである。

臣昨ごろ亳州に守たり。亳は盜多く重法の地と爲さば、臣、保甲の法を推行し、以て盜賊を禁ずるに、幸い謬戾に至らず。(中略) 諸處の自來の盜賊は竝びに是れ外來浮浪の行止明らかならざるの人なるか、或いは是れ本處の素來無

賴の人なり。保甲の法の五家をして保を爲らしめしは、蓋し非違の事を察舉せんと欲すればなり。(中略) 察舉するところの者は、惡人を藏匿するの家なれば、人の爲に患いを除く所以にして、固より告訐の路を開き、鄰里の義を傷なうにはあらざるなり。若し藏匿の家、自ら擯す能わざれば、則ち惡人何ぞ入るを容さるところあらん。盜賊の禁ぜずして自ら熄むは、理の必ずべきところなり。(曾鞏『元豐類藹』卷三二、申明保甲巡警盜賊劄子)

すべての官僚がこのように考えていたかどうかは別として、少なくとも保甲法の立案者たちには重法と保甲法との組み合わせは優れて有効な施策と認識されていたに違いない。

ところが、そうした期待に反して、重法地分の保甲にはかねてから不穩分子が少なからず含まれていたばかりか、元豐七年(一〇八四)には本來は捕盜に任ずべき保甲自身が河北地方を中心に盜賊行爲を繰り返し、さまざまな部分で大きな傷跡を残す結果となった。⁶⁶

河北の民、喜びて剽劫を爲すに、従りて來たるところ尙しきなり。近歲、創めて保甲を爲り、これを驅りて南畝を離れしめ、これに教えて凶器を習わしむ。一夫、官に在らば、一家資送して窮苦は聊するなきこと、至らざるところな

し。椎埋して姦を爲すもの十人にして九あれど、號して保甲と爲さば、敢えて誰何するなし。(中略)今ま河北の寇賊は群を成せど、訪問するに皆な是れ保甲の餘黨なれば、若しこれに因るに饑饉を以てすれば、則ち變故の作るまじこと、復た知るべからず。(蘇轍『欒城集』卷三六、右司諫時論事十首、乞招河北保甲充軍以消盜賊狀(元祐元年))

范祖禹が「議者必ず一たび此の法を除けば、賊盜必ず熾さかんならんと謂うも、臣竊かに以て然らずと爲す。嘉祐より以來、重法を行いて今に至るまで地分の賊盜の衰少せしを聞かず」と論じるとおり、重法は早くも大きな岐路にさしかかっていたのである。

第三章 北宋後期の盜賊重法 —— 元豐敕と元祐敕のはざままで ——

宋代の治安政策は元豐八年(一〇八五)三月を境に再び變化を見せはじめる。ことの發端になったのは、神宗の崩御と舊法黨の進出であり、群盜や軍賊の跳梁が深刻の度を増すなか、隨處で顯在化していた刑事制度の綻びであった。むしろ盜賊重法も例外ではありえず、その有効性に懷疑的な聲が上がる一方で、舊法黨の領袖司馬光は、重法地分の劫盜死罪ですら何かと理由を設けては奏裁に附されて死一等を減ずる慣例がまかり通っているため、重法が實質的に具文化されていると鋭く批判していた。⁽⁶⁹⁾

ちなみに年間の死刑執行数を凶悪犯罪の發生率や治安狀況を示すひとつの指標とすれば、重法ができた治平二年と同三年(一〇六五〜六六)は千七百人から千八百人、神宗の熙寧三年(一〇七〇)から同七年(一〇七四)にかけては三千五百人前後を計上した。その後、熙寧八年(一〇七五)から元豐三年(一〇八〇)にいちど千人前後に減少すると、元豐五年(一〇八二)以降は再び増加に轉じ、哲宗の元祐年間(一〇八六〜九三)には二千人から四・五千人臺に上昇しており、當時の社會不安は高まりこそすれ、いっこうに減じていなかったと分かる。⁽⁷⁰⁾

これに對して舊法黨が講じた施策はきわめて現實的なものであった。まず盜賊重法については、重法地分の内譯に若干

の變更はあつたものの⁽⁷¹⁾、法文の内容に關する限り、元祐二年（一〇八七）十二月に頒行された元祐敕によつて妻子編管法が削除された以外には、⁽⁷²⁾めだつた改變はいつさいなかつた。その一方で、重法の運用に關する事柄をはじめ、北宋後期の盜賊對策そのものにある種の轉機をもたらししたのは、元祐二年四月に河北・河東・陝西・京東・京西・淮南の各路、ついで六月に開封府界で施行された「權宜指揮」であつた。⁽⁷³⁾それは各種の盜賊が關與する犯罪行爲とその對處法から捕盜組織の管理・編成のあり方に及ぶ十二項目の指示からなるもので、あくまで治安が回復するまでの暫定措置と斷りながらも、實質的にはその後の刑事政策を方向づける内容を數多く含んでいた。とくに重法地分に關しては、徒黨を結集して強盜を行えば、それが死罪に相當する事案と認定された時點で家産を沒收すると定めていたほか、強盜犯が犯罪の發覺後に自首もしくは自殺すれば、家産の沒收と告發者への給賞はもとより、妻子の編管も免除するとしていた。⁽⁷⁴⁾いずれも重法の彈力的運用を指示しただけで、これといった新味こそないものの、妻子編管法と並んで犯人の沒收財産を告發者の恩賞に充てる手續さが重法のなかで果たす役割の大きさを再確認するとともに、同じ盜賊行爲のなかでも集團犯罪に對する法的規制を重視する盜賊重法の立場を改めて強調した意義は看過できない。

しかし、この「權宜指揮」が何よりも劃期的だつたのは、劫盜や強盜に對する各種の幫助行爲をはじめ、盜品の授受・保管や故買などの不法行爲は、重法地分であるか否かにかかわらず、厳しく處斷すると明言した⁽⁷⁵⁾ことである。いまだ暫定立法の對象地域に限定されるとはいひながら、それは明らかに窩藏に焦點を合わせて盜賊活動を規制するものであり、あくまで犯罪者一般を對象に窩藏を取り締まる捕亡律第一八條の文言とは一線を劃していただけでなく、盜品の授受や賣買についても、賊盜律第四九條に比べて格段に細かな犯罪の類型と處罰規定が明示されていた。⁽⁷⁶⁾換言すれば、盜賊活動の根幹とも言うべき窩藏に着目して楔を打つ方法は、これによつて重法地分の枠組みを超えて擴がる契機をつかんだわけであり、以後の盜賊對策はいわばこの時の指示を新たな起點とするかたちで進展する。

治安の確保を目的とする「權宜指揮」はその後もたびたび講じられ、元祐元年から同四年にかけては、永興軍路の商

州・虢州や京西路の汝州・唐州・鄧州・蔡州・潁州などでも、三人以上で強盜に及んだ者やその窩主に盜賊活動が收束するまでの特例措置として重法で處斷するものとされた。⁽⁷⁷⁾ 물론 暫定立法と斷る以上、恒久法にしないのが原則ながら、重法地分の域外ですら重法を適用する前例がいちどできてしまうと、それが劫盜犯や窩藏に對する處罰を示す準則としてことあるごとに援用されるのは理の當然であり、重法のあり方にも影響を及ぼさないわけにはいかなかった。現に元祐七年（一〇九二）になり、重法の對象外の常法地分でさえ、強盜を窩藏すれば重法に倣い沒收財産の半分を犯人の告發者や捕縛者に與えると定められたほか、重法地分においてすら、「劫盜五人以上」もしくは「凶惡」が重法適用の要件とされたのは、一聯の變則を如實に傳える事例と言つてよい。

こうした流れは紹聖元年（一〇九四）に哲宗の親政が始まり新法黨が再び進出してもすぐには變わらなかったが、元符元年（一〇九八）に「劫盜五人以上」の制限がわずか六年で撤廢されると、妻子編管法が復活し、重法は再び元豐敕の内容へと回歸した。⁽⁸¹⁾ 爾後、重法の規定に特段の變更がなかった點から見れば、元祐以降の試行錯誤は單なる迷走であつたとも映りかねないが、現實はむしろその反對であつた。事實、元祐六年（一〇九二）、窩藏重法を一部改定するにあたり、官憲以外の者が盜賊の捕縛に關與してもよいとされたのもさることながら、これと同じ詔敕において重法地分の域外で強盜および持仗竊盜を窩藏した場合の處罰規定が明記されたからである。⁽⁸²⁾ 確かに、當該の法文自體は犯罪者一般の窩藏を禁じた唐律・捕亡一八の法文に手を加えるかたちでできてはいるものの、窩藏に着目して盜賊活動を取り締まろうとする政府の方針は、治安上の特定地域のみを對象とする盜賊重法と並んで、いまや一般法たる海行法にも明文規定として盛り込まれたのである。ただ、こうして海行法が窩藏に關する法的規制を充實させるにつれ、重法地分の存在意義にもある種の變化が生じるのは避けられなかった。とくに元符元年（一〇九八）の法改正に際して、「強盜死罪情重者」を窩藏した者を「重法地分窩藏法」に依據して處斷するとの文言がつけ加えられたのはその端的な例と言つてよからう。⁽⁸⁴⁾ というのも、ここの重法はいわば量刑を重くするための法源として引用されているに過ぎず、元來が重法地分でのみ施行されるという

特別法のためまへはもはや意味をなしていなかったからである。

他面、北宋後期には重法の運用だけでは解決しようのない問題が隨處で顕在化していた。元祐年間に遡る事例とはいえ、滄州の報告はこうした矛盾を鋭く指摘している。

滄州言えらく、按ずるに、元祐敕には、錢監及び重役軍人の合に配すべき者は、沙門島及び遠惡處は本條に依るを除くの外、餘は并びに本指揮の下名に勒充す。その存留すべからざる者は、即ちに別監及び他處に配して重役せしむ、とあり。州司看詳するに、上條は廣南を以て輕しと爲し、重役を重しと爲すに係り、遂に配行せず。今來、重法地の重役軍人は多く是れ累曾いんごも作賊せしものにして、却て徒伴をして聚まりて一處に在らしむれば、結集を爲して復ふたたびび強盜を行うに易からしむ。その告捕人は舊に依りて只だ本營或いは別の重役の處に在り、地里相い去ること遠からざるを見るが爲に、徃徃その仇害を懼れて敢えて告捕せず、と。(『長編』卷四六四、元祐六年八月庚戌)

『水滸傳』の舞臺としても有名な滄州では、凶惡な常習犯を配軍し續けた結果、收容先の廂軍や鑄錢監がかえつて盜賊集團を育む策源地になっていたばかりか、みなが報復を怖れるあまり、犯罪者の告發や捕縛も容易にできない狀況を呈していたのである。重法が雑多な軍隊と表裏の關係にある群盜や軍賊に對處する目的で登場し、犯罪者處罰の方法として配軍刑に一つの根據を置いていた事情を考えれば、これは由々しき事態と言うほかない。

そのうえ、重法の實効性を減殺していたのは、ひとり配軍刑に關わる矛盾にはとどまらなかつた。なかでも有力な原因とされたのは、神宗朝に王安石の主導で實施された案問欲舉自首法(85)であり、哲宗朝に曾布が斷行した強盜法改正であつた。(86)

侍御史陳次升言えらく、(中略)近ごろ、朝廷、法を改め、強盜の賊を計えて應に絞とすべき者を以て、並びに一倍を増す。賊滿つれども人を傷つけざる、「及び人を傷つけたると雖も」情輕き者は、奏裁せしむ。聞くが如くは、法行なわるるの後、民その弊を受く。被害の家、盜に必ず死するの理なきを以て敢えて官に告げず。しかも鄰里も亦たこれが爲に擒捕せざるは、怨仇報復を恐るればなり。故に賊徒の益ます逞しきこと、重法の地方は尤も甚し。(『文獻

「通考」卷一六七、刑考六、刑制。なお、「一」内は陳次升『議論集』卷三、上徽宗奏論強盜法第一狀により補う。

本來は犯罪者の數を減らす目的で始めた嚴刑措置がかえつて重法などの犯罪者處罰の効果を低下させ、新たな社會不安すら招いていたのである。この間の保甲法の實施や刺配法改革との關係を考えれば、重法が期待どおりの成果を挙げられない理由は到底これだけで説明できるものではないにせよ、盜賊問題の本質に觸れないまま個別法規の修正と運用のみで對處してきた政策運営が大きな壁に突きあたっていたことに違いはなかった。

このように盜賊重法は多くの矛盾を抱えていたが、その終わりかたはあまりにも唐突であった。徽宗の大觀二年（一一〇八）、正月早々に「八寶赦書」が發布され、同法の廢止が突如宣告されたからである。これについては、李暹も「重法地分を罷む⁸⁷⁾」と記すのみで、その理由や背景はまったく傳えていない。しかも「今ま所在に逃軍の聚集すること千を以て數うるに至る。小は則ち郷邑を驚動し、大は則ち公けに劫盜を爲す⁸⁸⁾」とあるように、盜賊と軍隊そして犯罪者の關係が、まだ治安の惡化を招く元凶であり續けた事情を考えると、この段階でなぜ重法の廢止に踏みきれたのか、正直なところ疑問は残る。

實際、重法が主要な規制の對象としてきた窩藏問題は、同法の廢止によつて何らかの影響を被らなかつたのだろうか。

大理少卿任良弼の劄子に奏すらく、竊かに聞くならく、州縣の獄を推^{とひしち}べ、盜賊を承勸するに、多く山林・田野に宿泊せりと妄稱するを容^{ゆる}し、更に的實なる窩藏の去處^{ところ}を根究せざるは、惟だに官賞を代支して追理^{とりな}に従^{したが}つて、公然と容養^{ほうやう}して、縦^{はな}に他界にて過を作

し、良民を侵害せしむるあるを致す。（『宋會要』刑法三二六八、大觀元年八月四日）

これを讀む限り、基本的な論點は仁宗朝の論客たちと何ら變わるところはなく、徽宗朝でも治安問題の本質はほとんど變わっていないかつたと分かる。だが、それは見方を變えれば、重法と並行して、また時には重法に依據しながら發展してきた窩藏規制の運用に關わる事柄であり、もはや重法地分か否かに關係なく取り組むべき現實でもあった。

既述したとおり、この種の法的規制は哲宗朝を通じて着実に整備されてきており、もはや重法だけが盗賊の窩藏を規制する法源ではなかった。しかし、重法地分の枠組みがある限り、これらを一律に運用するには何かと制約がともなうだけに、勢い一般の海行法のなかにも重法と同等かそれ以上の效力をもつ法令を設けようとする動きが起きたとしてもおかしくはない。現に南宋の慶元令には盗賊重法の廢止に先行してこれにかわる法規が定められたことを窺わせる痕跡が残されている。

諸て、吏人が強盜を窩藏する人の財物を受けて情罪を出入するを「告」獲せし者には、告ぐるところの財物を以て賞に充つ。〔慶元條法事類〕卷七三、刑獄門三、出入罪、賞令

諸て情を知りて劫盜を藏匿せし者は、住屋を折毀して家屬を移徙す。〔慶元條法事類〕卷七五、刑獄門五、移郷、斷獄令

法文を一瞥すれば分かるように、窩藏者の財産を沒收して告發者に與え、家屬を強制移住させるのは、本來は盜賊重法に特有の規定であり、窩家を破却するというのは、もとは熙寧年間に李常が重法とは別途行使した非常手段にほかならない。⁸⁹とすれば、重法と同等か部分的に重い罰則を含む「令」が初めて上記のかたちにとめられたのは、重法廢止の前後に制定された元符令か政和令よりのちのことと見なくてはならない。但し、なんらかの代替策もないまま重法が廢止されたとは考えにくいから、やはり元符二年（一〇九九）に元符令が頒行された段階から實質的な準備が始まっていた蓋然性が高いと言ふべきだろう。⁹⁰

要するに、少なくとも窩藏犯に對する處罰規定に關する限り、「獨り匪民一人の罪を犯すが爲に、妻孥に連及して、その家産を沒せらるること、便ち反逆に同じ」と言われる重法特有の内容は、その廢止に先行して全國一律に適用される一般法つまり海行法のなかに明記されたのである。當時の記録が「重法地分を罷む」と記す措置は、まさしくこうした事情を背景とするものであり、直接には徽宗時代に濫發された數々の恩赦と同じく寛刑主義を謳う權力者の人氣取りに發していたとしても、實質は治安上の重點地域を特定して盜賊對策を講じる手法が文字どおりその役割を終えたというのが正直

などところであろう。

結びにかえて

宋代には大規模な農民蜂起がほとんどなかったかわり、群盗や軍賊と呼ばれる盗賊集團の不法行爲が相繼ぎ、深刻な社會不安を招いた。大抵の盗賊は數人から十人の單位で集散を繰り返し、主要な街道や水路の沿線で掠奪や暴行を重ねたが、北宋中頃には盗賊の活動が廣汎な地域に及んだだけでなく、時として強力な武装集團に膨れあがり國家に公然と反抗する賊徒すら現れた。

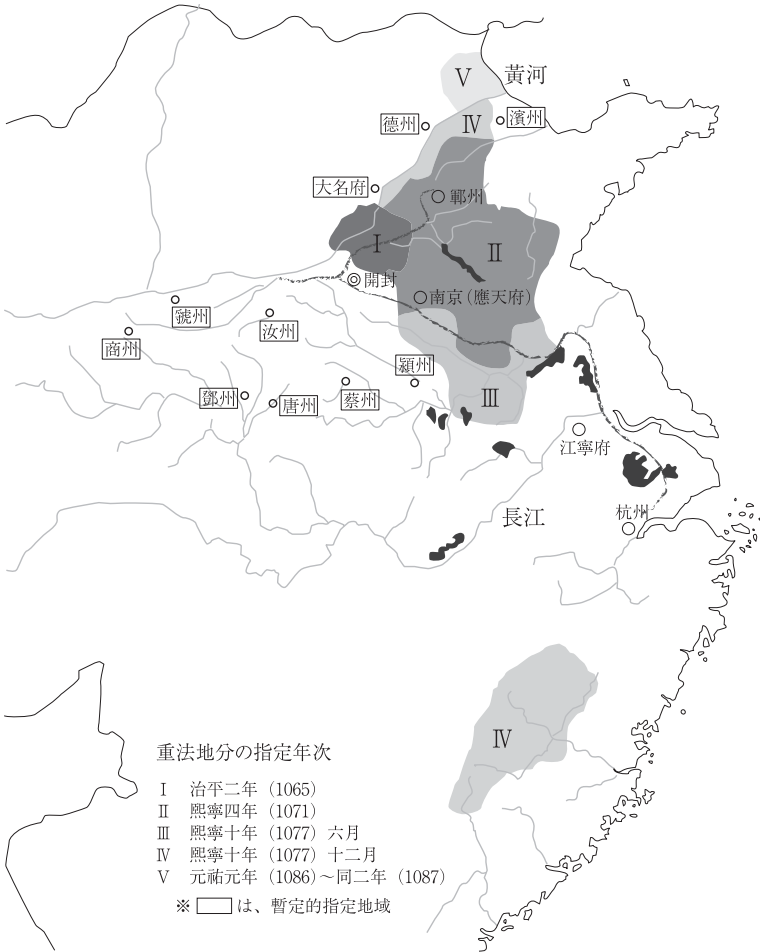
これに危機感を募らせた國家は捕盜體制や隣保組織の整備に努めるとともに、盗賊に隠れ家や各種の便宜を供與する窩藏にはあえて苛酷な法的規制を行うことで廣域犯罪の據點を斷ち切る行動に出た。北宋後期に登場した盗賊重法がそれであり、英宗の治平二年（一〇六五）に單行立法として成立した窩藏重法がその第一歩となった。もちろんそれは盗賊の窩藏に的を絞つて法的規制を加えた點では劃期的なものながら、不法行爲に對する嚴しい姿勢に比べてその效力が及ぶ範圍はきわめて限定的であった。この點は翌年に重法地分の劫盜犯を取り締まるために設けられた劫盜重法においても同様で、やはり國都開封と隣接するごく限られた州縣で適用されたに過ぎない。盗賊重法とはこの窩藏重法と劫盜重法とを合わせと呼稱であり、その後も法文の内容には手を觸れないまま重法地分を増やし續けた結果、やはり地域的な偏りは拭えないものの、神宗の熙寧十年（一〇七七）には國都開封と黄河中下流域や淮水流域を結ぶ要地だけでなく、福建の山間部にまで施行範圍を擴げた。なお、元豐七年（一〇八四）に「元豐編敕」が頒行されると、盗賊重法も明文規定として記載されたが、重法地分では武臣縣尉を登用すると定めた一事を除けば、爾後、新たな内容がつけ加えられることはなかった。

こうした盗賊重法の性格に大きな轉機をもたらしたのは、哲宗の元祐年間（一〇八六―九三）に舊法黨政權のもとで講じられた一聯の治安政策であった。重法自體に關しては、妻子緣坐法が一時的に削除されたものの、むしろ適用地域の擴

大や機能強化が圖られる一方で、元祐二年に華北諸路と開封府界で暫定的に實施された盜賊對策が契機となつて、重法地の域外でも盜賊の窩藏に對する取り締まりが一氣に加速したからである。この結果、元祐六年（二〇九二）には全國一律に盜賊の窩藏を禁止する條項が早くも設けられたばかりか、新法黨が再び進出した元符元年（二〇九八）には、たとえ重法地分でなくとも、とくに罪狀の重い窩藏犯には重法を適用するとの文言がつけ加えられた。それは一般法としての汎用性を有する法規のなかで重法を一つの法源として引用したものであり、ここで言う重法地の語には單なる量刑の規準以上の意味は與えられていなかった。しかも、この種の法規制がいちど重法地分とは無縁なところで積極的な役割を擔いはじめると、特定の地域に限つて嚴格な盜賊對策を講じる方法の意義自體が次第に薄れていくのははや避けられない。現に重法の主要な部分が海行法たる敕令格式に明文化されていくなかで、重法地分の語が地方官ポストの等級を示す指標としてむしろ重視されたのは、おそらくこうした流れと無縁ではあるまい。⁹¹ 實際、徽宗の大觀二年（一一〇八）、重法地分がさしたる抵抗もないまま廢止され、盜賊重法の四十三年にわたる歩みに終止符が打たれたのは、國都開封を軸とする交通幹線の治安確保を第一義に置く政策の終焉を告げるものであり、かつては重法だけの屬性とされた各種の窩藏規制がいまや普遍的な規範へと昇華した證でもあつた。

いずれにせよ、唐律から明律への移行期にあたり、北宋後期に實施された盜賊重法が窩藏規制の分野で新たな法的規準を構築しただけでなく、その多くが一般法たる海行法の明文規定へと發展的解消を遂げることによって、元制の強竊盜賊窩主例や明律の盜賊窩主法の構成要件を實質的に準備した意義はきわめて大きい。しかしその反面、かつて重法の最も苛酷な特徴とされた妻子緣坐法と沒收財産の給賞規定は、南宋でも海行法に記載され窩藏を取り締まる有効な方法とされ續けたにもかかわらず、⁹²これが後世に受け継がれることはなかつた。おそらくそこには宋代にしか見られない問題が集約されておき、この種の規定が元代以降に姿を消した背景には單なる條文變更だけでは説明できない事情があつたに相違あるまい。その一因としては、重法の制定時から主要な規制對象であつた豪民大姓に關して國家の姿勢が變化したことも少な

からず影響していると想定されるが、具体的な検証作業は今後の課題として指摘するにとどめ、ここはひとまず擱筆することにした。



圖一 北宋時代の重法地分

註

- (1) 佐伯富「宋代における重法地分について」『中國史研究』第一、東洋史研究会、一九六九年（初出は一九五〇年）。
- (2) 梅原郁『宋代司法制度研究』創文社、二〇〇六年、二四四～二五五頁。
- (3) 明律・刑律、賊盜、盜賊窩主。凡強盜窩主造意、身雖不行、但分贓者、斬。若不行又不分贓者、杖一百流三千里。共謀者、行而不分贓、及分贓而不行、皆斬。若不行又不分贓者、杖一百。竊盜窩主造意、身雖不行、但分贓者、爲首論。若不行又不分贓者、爲從論。以臨時主意上盜者爲首、其爲從者、行不分贓、及分贓而不行、仍爲從論。若不行又不分贓、笞四十。（中略）若知強竊盜賊而故買者、計所買物坐贓論。知而寄藏者、減一等。各罪止杖一百。
- (4) 『元典章』卷四九、刑部一、強竊盜賊窩主。（大德七年八月）本部議得、（中略）強竊盜賊、首乃造意、從即隨行、已有定例。雖曰窩主、而有起意糾合、指引上盜、分受贓物。身雖不行、既係元謀、合爲首論。若未行盜及行盜之後、知情窩藏、分受贓者、減強竊從賊一等、免刑科斷。其或經斷後、終不改者、與從賊同罪、相應。都省准擬、咨請依上施行。
- (5) 薛允升『唐明律合編』卷二〇、明律、刑律一、盜賊窩主。むろん唐律にも窩藏に關する規制は存在したが、捕亡一八に「諸知情藏匿罪人、若過致資給（謂事發被追及亡叛之類）、令得隱避者、各減罪人罪一等」とあるとおり、その
- 對象はあくまで犯罪者一般であり、盜犯に特定したものはなかった。
- (6) 『慶元條法事類』卷六、職制門三、批書、捕亡令。同書卷七、職制門四、監司巡歷、捕亡令。
- (7) 慶元捕亡令の注文のなかで謀叛が盜賊集團の不法行爲と同列に扱われているのは些か奇異である。但し、唐律・賊盜四には、本來は謀叛でなくとも、犯人が山野に逃亡して歸還命令に従わなかったり、進んで官憲に抵抗すれば、謀叛と同様に處罰すると規定するだけでなく、抵抗に際して城市を攻撃し掠奪に及ぶ場合も想定しており、むしろ犯罪の凶悪さという点ではこれらの盜賊集團の活動も謀叛と同じ水準で捉えられていたためと解すべきであろう（律令研究会編『譯註日本律令』七、東京堂出版、一九八七年、七四～七九頁）。
- (8) 司馬光『資治通鑑』卷二八七、後漢紀二、高祖天福十二年秋七月乙未。
- (9) 『宋刑統』卷一九、強盜竊盜條に引く周顯德五年七月七日敕條。
- (10) 『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜條に引く建隆三年十二月五日敕節文。李燾『續資治通鑑長編』（以下「長編」と略稱）卷三、建隆三年十二月。舊制、強盜賊滿十匹者絞。庚寅、詔改爲錢三千足陌者、處死（景祐二年八月又改）。

- (11) 曾我部靜雄「宋代の巡檢・縣尉と招安政策」『宋代政經史の研究』吉川弘文館、一九七四年、一七三～一七七頁（初出は一九六四年）。
- (12) 『長編』卷八、乾德五年夏四月丙戌。詔、比者強盜持仗、雖不傷人者、皆棄市。自今雖有杆棒、但不傷人者、止計贓以論其罪。
- (13) 『長編』卷一一七、景祐二年八月壬子朔。詔改強盜法、不持仗、不得財、徒二年。得財爲錢萬及傷人者、死。持仗而不得財、流三千里。得財爲錢五千者、死。傷人者、殊死。不持仗得財爲錢六千、若持仗罪不至死者、仍刺配千里外牢城。強盜法の變遷とその意義については、辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』京都大學學術出版會、二〇一〇年、二四六～二五二頁を参照。
- (14) 前註(13)所引の『長編』の續き。既而有司言、竊盜不用威力、得財爲錢五千、卽刺爲兵、反重於強盜、請竊盜罪亦第減之、至十千刺爲兵。詔可。
- (15) 前註(13)所引の『長編』には、「後詔、實錄在此月壬申、今竝書之」と注記をつける。
- (16) 佐伯・前掲「宋代における重法地分について」四六九～四七〇頁。
- (17) 『宋會要輯稿』（以下『宋會要』と略稱）兵二二一、紹興四年正月六日。刑部言、臨安府城內犯強盜之人、緣有紹興二年三月四日已降指揮、竝依開封府條法斷罪。其本府城內知欲爲強盜之情而藏匿、過致資給、令得爲盜、令得隱避者、卽未有許依開封府條法指揮。若有似此犯人、亦乞引
- (18) 北宋ではこの頃から盜賊の数が十人以上に達するかどうかによつて、擔當部門の報告義務や褒賞の支給、あるいは鎮壓部隊の派遣などの事柄が判斷されるようになった。
- (19) 『宋會要』兵二二一、大觀二年六月十八日。臣寮言、河朔沿西山一帶、林木茂密、多有遁逃藏匿。其間稍失羈防、則聚爲賊盜。『宋史』卷三五六、任諒傳。提點京東刑獄。梁山溲漁者習爲盜、蕩無名籍、諒伍其家、刻其舟、非是不得輒入。他縣地錯其間者、鐵石爲表、盜發、則督吏名捕、莫敢不盡力、跡無所容。
- (20) 『長編』卷七九、大中祥符五年十一月戊申。詔、如聞緣汴護堤河清卒賊害行客、取其資財、棄尸水中、頗難彰露、可明揭賞典、募人糾告。
- (21) 趙汝愚『國朝諸臣奏議』卷一四四、邊防門、盜賊、上神宗論京東盜賊（李琮）〔元豐三年〕。
- (22) 蘇軾『東坡先生全集』卷二六、徐州上皇帝書〔元豐元年〕。なお、下記の史料から、この二年前には神宗も同様の指摘をしていたと分かる。『長編』卷二七七、熙寧九年七月辛酉。上批、河北・京東時有結集群盜、攻劫鎮市、殺傷官吏、聞多是新條所配河清軍亡。

- (23) 『長編』卷六三、景德三年五月辛亥。京東頗有群盜、依阻山河爲民患。遣使與轉運使張知白等相視所部州軍、分爲五路、各置巡檢司、令督捕之。
- (24) 『宋會要』職官四八——二六、天禧三年九月二十九日。[詔] 令諸路巡檢不得以犯罪配軍卒・景跡百姓於地內緝賊。時京東提點刑獄言、巡檢使臣差軍卒於地分緝賊、所差之人皆犯罪配隸者、恣鄉村擾民。故有條約。
- (25) 『長編』卷一八八、嘉祐三年十二月丁巳。詔諸路每一州軍巡檢有至三五員者、又兩三州至五州至八九州、有都監・同巡檢、或駐泊捉賊、員數既多、非惟軍馬勢分、兼遇驚劫、罕能獲賊、惟逐縣弓手習知賊所藏匿、而捕獲之。其一州軍止留巡檢一人、數州留都巡檢一人。其沿江海汴河險僻之地、舊有巡檢處、其留之。其增逐縣弓手、減散從・承符・脚力、代以剩員。
- (26) 『宋會要』兵一一一一、天聖四年六月十一日。金部員外郎尚霖言、鄆州平陰縣弓手在家窩盤賊人、結連徒黨、資給糧糗、供借器仗、利其厚賂、庇此兇人。欲望自今應捕盜公人停藏賊人、雖遇赦、竝奏候朝旨。從之。
- (27) 『宋會要』兵一一一八、天禧二年四月十四日。詔河東轉運司、自今寇盜攻劫居民、令村保即時申官收捕、敢隱而不言、干繫人悉賞于罪。先是、上封者言、邊郡民有被盜者、本村耆保仰而不言、望賜條約。故有是詔。
- (28) 宮崎市定「水滸傳」『宮崎市定全集』一一、岩波書店、一九九二年、二七八―二七九頁（初出は一九七二年）。
- (29) 『長編』卷一一七、景祐二年秋七月壬寅。詔、如聞河北・河東有不逞之民、陰相朋結、號爲棍子社、亦曰沒命社。自今捕獲者、決配它州牢城、爲首者奏裁、能自首者除其罪。
- (30) 歐陽脩『歐陽文忠公文集』卷一一八、河北奉使奏草下、五保牒。當司檢會、轄下諸州軍、近年不住申報盜賊群火極多。蓋緣盜賊必先須鄉村各有宿食窩藏之處、及所得贓物常有轉賣寄附之家、然後方能作賊。所以自來每有群盜驚劫、及至官司捕捉、又却分散不見蹤跡、卒難尋覓。蓋爲鄉村不相覺察、致得姦盜之人到處、便可容隱。
- (31) 前註(5)所引の唐律・捕亡一八。なお、受贓・故買については、唐律・賊盜四九に「諸知略・和誘及強盜・竊盜而受分者、各計所受贓、準竊盜論減一等、知盜贓而故買者、坐贓論減一等、知而爲藏者、又減一等」とある。
- (32) 司馬光『溫國文正司馬公文集』卷五四、乞罷保甲招置長名弓手劄子。
- (33) 陳次升『讜論集』卷三、上徽宗奏論京師強盜。臣竊以京師浩穰之地、人物繁夥、寇盜頻多。前後敗獲、官司推鞫、竝不仔細究治贓物、惟追其二、窩家悉略而不問、習以成風、恬不爲怪。賊徒賴窩家以有容、窩家賴贓物以爲利。是以盜賊益熾、良民不得安居。これは北宋末の事例ながら、開封周邊に賊徒と窩藏が集中した事情を端的に物語っている。
- (34) 『宋會要』刑法四一一一、天聖三年七月。詔自今馬遞鋪軍士受贓、窩盤劫賊、供食指導、偵探巡捕者、所在具事狀聞奏、當遠配。宋代に窩藏が問題となった背景には、唐末以降、各地に邸店・權坊が置かれ、倉庫業や金融業あるい

は宿泊施設が発達したのとながし共通する事情があったと想定される。

- (35) 『長編』卷一四一、慶曆三年六月甲子。『國朝諸臣奏議』卷一四四、邊防門、上仁宗論禦盜之策莫先安民(余靖)〔慶曆三年〕。

(36) 『長編』卷一三八、慶曆二年十一月戊戌。詔凡有劫盜入州縣城、其長吏・都監・巡檢・令長、竝劾罪以聞。これも當時の賊活動に對應した措置であり、慶元捕亡令の「州縣鎮寨內劫盜」という文言に歸結する。

- (37) 『長編』卷一四五、慶曆三年。繼而光化軍宣毅叛卒五百餘人、邵興爲之長、至商於漢口、衆已千餘人。(中略)邵興又距百里、揭榜招誘本州鑄錢監兵約二千人、皆鄜・延・涇・原失陷主將正軍及鼎・澧・岳・鄂曩作過配隸籍中者。

(38) 『樂全集』卷二二、論地震請備寇盜事。又京東西之民、多信妖術。凡小村落輒立神祠、蚩蚩之民惑於禍福、往往奔湊、相從聚散、遞相蔽匿、官不得知、惟知畏神、不復擅法。張方平は京東・京西の盜賊對策と關聯して宗教結社の危險性を指摘しているが、この懸念は翌年の王則の亂で現實のものとなった。

- (39) 前註(30)所引の『歐陽文忠公文集』卷一一八、河北奉使奏草下、五保牒の續き。

(40) 梅原・前掲書、二四六～二五五頁。曾我部・前掲「宋代の巡檢・縣尉と招安政策」一四五～一九九頁。

- (41) これと同じ内容の記事は、『宋史』卷一九九、刑法一、馬端臨『文獻通考』卷一六七、刑考六、刑制にも見受けら

れるが、ここでいう「刑法志」とは『神宗正史』のそれと考えて間違ひなからう。

- (42) 南宋の學者李心傳は『舊聞證誤』卷二のなかで、「會要」や「實錄」をもとに考證を行い、李燾が依據した「刑法志」には不用意な省略と若干の事實誤認があると指摘している。

(43) 范祖禹『范太史集』卷二四、乞除賊盜重法狀。『長編』卷四七八、元祐七年冬十月丙子。

- (44) 『長編』卷二〇六、治平二年九月辛巳。命主客郎中・權發遣開封府判官王靖、復提舉捉殺開封府界及曹・濮・澶・滑州未獲盜賊。靖既受命、所捕獲十八九、因言盜賊不戢、由大姓爲囊橐、請以重法坐匿者。著爲令。

(45) 『宋會要』兵一一二六、治平三年四月五日。詔、開封府長垣・考城・東明縣并曹・濮・澶・滑州諸縣獲強劫罪死者、以分所當得家產給告人、本房骨肉、送千里外州軍編管。即遇赦降、與知人欲告・案問欲舉自首・災傷減等、竝配沙門島。罪至徒「流」者、刺配廣南遠惡州軍牢城、以家產之半賞告人、本房骨肉、送五百里外州軍編管。編管者、遇赦毋還。五服內告首者、具案奏。獲賊該酬賞者、不用災傷降等。かねて重法が適用された開封府界とは、この史料によつて、長垣・考城・東明の三縣と分る。

- (46) 『長編』卷三四四、元豐七年三月乙巳。凡劫盜罪當死者、籍其家資以賞告人、妻子編置千里。遇赦若災傷減等者、配遠惡處。罪當徒流者、配嶺表。流罪會降者、配三千里、籍其家資之半爲賞、妻子遞降等有差。應編配者、雖會赦、不

移不釋。

(47) 『范太史集』卷二四、乞除賊盜重法狀。『長編』卷四七八、元祐七年冬十月丙子。

(48) 『宋會要』兵一一一七、治平四年六月二十三日。刑部言、準治平三年四月五日詔書、如前省司看詳立法之意、蓋爲上件指定州縣居民自來習慣爲盜、以至結集徒黨、殺害官吏、遂立重法。

(49) 澶州の浮梁については、貝州王則の亂に際して叛徒がその占據を圖つたほか、『長編』卷二六七、熙寧八年八月癸巳に「河北阻於大河、惟澶州浮梁屬于河南、契丹或下西山之材爲椁、以火河梁、則河北界然援絕」とあり、その重要性を窺わせている。

(50) 『長編』卷二一九、熙寧四年春正月丁未。詔、開封府東明・考城・長垣縣、京西滑州、淮南宿州、河北澶州、京東應天府・濮・齊・徐・濟・單・兗・鄆・沂州・淮陽軍、別立賊盜重法。從檢正中書刑房公事李承之請也。『宋史』卷一五、神宗紀二は、同じ日附で「立京東・河北賊盜重法」と記す。

(51) 重法地分の擴大については、李承之を筆頭に王安石の系列に聯なる少壯官僚の關與が一貫して窺える。とくに熙寧十年に南劍州・汀州・建州・邵武軍が加えられたのは、些か唐突の感が残るが、これも新法派の蹇周輔が鄧潤甫とともに強く働きかけた結果と見れば納得できる。

(52) 『長編』卷三二二、熙寧四年夏四月丙子。遣太常博士陳充體量宿・亳等州災傷、仍令本路修飭武備。先是、上批、

聞宿州之民乏食、盜賊充斥、人不安處。見禁死罪近五百人、未獲軍賊亦不少、乃所至全無武備。若不速賑濟、必聚爲盜賊。本路皆不奏、故遣充。

(53) 『長編』卷二八二、熙寧十年五月丁巳。檢正中書戶房公事安燾言、(中略)今獻四事。一、彊盜雖殺人、爲首者能捕斬死罪兩人、爲從者捕斬一人以上、竝原罪給賞。二、告獲強盜、各依重法地酬賞外、第加一等。三、大名府・濱・棣・德州賊盜、如被告獲、依重法處斷、不用格改法。四、強盜如不自陳首、遇將來郊赦、未得原免、竝具情理奏裁。從之。

(54) これは滑州の廢止にともなう措置であり、實は王安石の保甲法とも聯動していた。『長編』卷三三七、熙寧五年八月辛巳。廢滑州、以白馬・韋城・昨城三縣、竝隸開封府。

(55) 『長編』卷二八三、熙寧十年六月癸未。詔、南京・鄆・兗・曹・徐・齊・濮・濟・單・沂・澶・博・棣・亳・壽・濠・泗・宿州・淮陽軍、開封府之東明・考城・長垣・白馬・昨城・韋城、邢州之鉅鹿、洺州之雞澤・平恩・肥鄉縣、盜賊竝用重法。

(56) 『長編』卷二八六、熙寧十年十二月癸卯。詔、南劍・汀・建・邵武四州軍自今爲重法地、從轉運使蹇周輔請也。直接には南劍州の大姓・廖恩の叛亂の事後措置ながら、その背景については、同書卷二八四、同年八月丙午には鄧潤甫の言として、「竊聞閩粵之地、山林險阻、連亙數十里、無賴桀黠・輕死冒利之人、比於他路爲多、大抵以販鹽・鑄錢爲業、故能結連黨與、動以千數、州郡兵衛寡弱、莫能抗

禦」と説明されており、福建路の重法地分に關する限り、私鹽・私鑄錢の影響を否定できない。

(57) 後註(71)を参照。

(58) 滋賀秀三氏は重法を一司敕と總稱される特別法の枠内で考える(『中國法制史論集——法典と刑罰』創文社、二〇〇三年、一三三頁)。しかし、後年、法文の内容や適用地域が改定されるたびに、元豐敕と元祐敕の相違が引き合いに出され、各種立法において重法への依據を求める際にもその内容がなれば自明のこととされているのは、重法が少なくとも「元豐編敕」に記載されていたことを窺わせる。

(59) 『長編』卷三四四、元豐七年三月乙巳。至元豐、更定其法。於是、河北・京東・淮南・福建等路用重法、郡縣浸益廣矣。李心傳は前註(42)所引の『舊聞證誤』卷二において、「元豐」を「熙寧」と改める。

(60) 『長編』卷三二八、元豐五年秋七月癸未。詔重法地縣尉、竝差使臣。其當差使臣監當處、對注選人。武臣縣尉の起用はすでに慶曆三年(一〇四三)に歐陽脩が提案していたこととあり(『歐陽文忠公文集』卷九八、奏議二、再論王倫事宜劄子)、重法の施行にともないようやく現實化したと言える。

(61) 『長編』卷三四四、元豐七年三月乙巳。囊橐之家、劫盜死罪、情重者斬、餘皆配遠惡處、籍其家貲之半爲賞。盜罪當徒流者、配五百里、籍其家貲三之一爲賞。竊盜三犯、杖配五百里或鄰州。雖非重法之地、而囊橐重法之人、竝以重法論。なお、妻子編管法については、後註(81)に引く法

文に依據して補った。

(62) 竊盜彙犯の處罰規定は、後年緩和されている。『長編』卷四九九、元符元年六月乙酉。刑部言、請依元豐敕、重法地分、劫盜不以人數、竝行重法。竊盜三犯、杖配本州。從之。

(63) 『長編』卷四〇九、元祐三年夏四月丁酉。監察御史趙岷言、元豐敕、重法地分、凡劫盜者、妻子編管。元祐新敕、一切削去。則前此編管者宜不少、請令從便。從之。其窩藏人緣坐妻子準此。

(64) 龔明之「中吳紀聞」卷四、孫積中。この時点で捕盜體制と重法の定める恩賞制度が法的にはほぼ完備していたことは、檢正中書戸房公事の安燾が「竊以朝廷平日立法、以治盜賊者、其追捕之格・購賞之科、不爲不備」(『長編』卷二八二、熙寧十年五月丁巳)と述べていることから裏付けられる。

(65) 『東坡先生全集』卷二六、徐州上皇帝書(元豐元年)。凡京東多盜之郡、自青・鄆以降、如徐・沂・齊・曹之類、皆慎擇守臣、聽法外處置強盜、頗賜緡錢、使得以布設耳目、蓄養爪牙。なお、李琮の提議については、『國朝諸臣奏議』卷一四四、邊防門、盜賊、上神宗論京東盜賊(元豐三年)を参照。

(66) 保甲法が「景迹」(罪科を犯すなど、瑕疵ある良民)などとの關係から隨處で弊害を生じていたことについては、拙稿「景迹と警跡——宋元時代の治安措置——」(『東方學』一一一、二〇一一年)を参照。

(67) 『長編』卷三四二、元豐七年春正月丁巳。詔保甲犯罪、情涉凶惡、速具奏聽裁。同書卷三四五、元豐七年夏四月辛未。澶州觀城縣保甲三百餘人、持梃入舊縣鎮奪攘民財。命呂公雅赴澶州監劾。詔爲首人郭萬領赴元作過處特處斬、呂皓依法決訖、特刺配本州禁軍指揮雜役。

(68) 『范太史集』卷二四、乞除賊盜重法狀。『長編』卷四七八、元祐七年冬十月丙子。

(69) 『溫國文正司馬公文集』卷四八、乞不貸強盜白劄子。近年以來、諸州勘到劫賊、但不曾殺人放火者、竝作情理可愍、或刑名疑慮、申奏朝廷、率從寬貸。竊詳、逐人既爲劫賊、情理有何可愍。赦後賊滿傷人、刑名有何疑慮。此皆逐州官吏避見失入罪名、專務便文營口、無去害疾惡之心。況曹州素多賊盜、係重法地分、如趙倩等所犯、皆得免死、則是強盜不放火殺人者、盡得免死。ここでは明言こそしていないものの、司馬光の論じる弊害は、北宋中頃からとみに懸案とされはじめた「用例破法」の一例にほかならない。

(70) 佐伯・前掲「宋代における重法地分について」四八〇～四八一頁。

(71) 『長編』卷三七二、元祐元年三月甲戌。高陽關路安撫司言、滄州多盜、乞赦內添入作重法地分。從之。同書卷三九四、元祐二年春正月乙亥。刑部言、請以南京・鄆・兗・曹・徐・齊・濮・單・沂・滑・澶・博・滄・毫・壽・濠・泗・宿・南劍・汀・建州、淮陽・廣濟・邵武軍、開封府東明・考城・長垣縣、邢州鉅鹿・平鄉縣、洺州雞澤・平恩・肥鄉縣、爲重法地方。從之。開封府界の白馬・胙城・

韋城三縣は滑州の復活にともない管轄が變わっただけで、實際に重法地分から削除されたのは棣州にとどまる。

(72) 前註(63)所引の『長編』の記述にもとづく。

(73) 『長編』卷三九八、元祐二年夏四月戊戌、同書卷四〇〇、元祐二年五月壬子朔。かつて佐伯氏が過半の州縣に重法が擴がったと誤解したのは、この權宜指揮が重法地分の擴大を命じたと取り違えたことによる。

(74) 『長編』卷三九八、元祐二年夏四月戊戌。一、重法地分強盜見結集作過、如照驗見得罪至死、即先檢估家產入官、以備充賞。一、重法地分強盜、事雖已發、如卻自首或自死、與免沒納家產及出賞・緣坐。非重法地分、免出賞。準此。

(75) 前註(74)所引の『長編』。一、群盜驚劫之處、受賊所散財物、或雖不受財、而爲賊應和・叫呼・負賊・控馬之類、但會資助賊勢、罪不至編配者、委長吏相度情理、申牒安撫・鈐轄司、量度輕重遠近、等第編配、不得將老少・懦弱・脅從之人一例施行。如有情理大段重害、即具狀聞奏。一、知強盜死罪受贓、依持仗竊盜法。如爲典賣・藏買者、各減二等。罪至徒者、皆配五百里。

(76) 前註(75)の内容を前註(5)所引の捕亡律一八や前註(31)に引く賊盜律四九と比較對照すれば明らかのように、この權宜指揮は贓物の授受や賣買あるいは盜賊活動の幫助行爲に關して、實に細部にわたり犯罪行爲を明示しており、個別具體的な事案に對應した結果をひとまず法文らしくまとめたものと判斷される。

(77) 『長編』卷四二二、元祐四年三月甲申。尙書省言、京西

北路蔡・潁州界、近來驚劫賊盜稍多、人民不得安居。詔蔡・潁州今後疆盜三人已上及窩藏人、竝權依重法地分施行候盜賊衰息取旨。ほかに同書卷三七五、元祐元年四月丙申、同書卷四〇二、元祐二年六月丁未、同書卷四〇四、元祐二年八月壬辰を參照。

(78) 『長編』卷四七七、元祐七年九月甲辰。刑部言、欲常法地分窩藏強盜、不該配遠惡・沙門島者、許人告、依重法地分窩藏人、給賞錢及財產之半。其依上條許捕者、亦準此支給。從之。

(79) 『長編』卷四七八、元祐七年十一月乙酉。詔、應重法地分、劫盜五人以上或凶惡者、行重法、餘依常法。窩藏人準此。

(80) 『長編』卷四九九、元符元年六月乙酉。刑部言、請依元豐敕、重法地分劫盜不以人數、竝行重法。竊盜三犯、杖配本州。從之。

(81) 『長編』卷四九九、元符元年六月甲辰。窩藏重法地分劫盜罪至死、配遠惡、妻子五百里編管。再犯、配沙門島。以上盜者情重、窩藏人當行處斬、家産給半充賞。即盜罪至徒流者、配五百里、妻子鄰州編管、再犯配二千里、竝許人捕家産給三分充賞。なお、同書卷五〇〇、元符元年秋七月乙亥には、重法における赦降の扱ひに觸れたあとで、「以上劫盜及其妻子應編配者、會恩不移放。即妻子已編管而再遇赦者、依常法」と記しており、妻子編管法に關しても恩赦の適用が一部認められたと分かる。

(82) 『長編』卷四六五、元祐六年閏八月戊辰。重法地分人窩

藏重法地分劫盜罪至死者、配遠惡處、再犯者、配沙門島。盜者情重、窩藏人當行處斬。盜罪至徒流者、配五百里、再犯者、配二千里、竝許人捕、給窩藏人賞錢之半。

(83) 前註(82)に引く『長編』の續き。知欲爲強盜及持仗竊盜之情、而合食令得爲盜、及已犯而令得隱匿者、盜罪至配本州、盜應配者、配本城。即強盜係死罪重者、配遠惡處、再犯者、不以赦前後、配沙門島。この部分は、後註(84)に引く『長編』とほぼ同じ構成を取っている事實からみて、重法地分に含まれない地域を想定して書かれた法文と判斷される。なお、唐律・捕亡一八については、前註(5)を參照。

(84) 『長編』卷四九九、元符元年六月甲辰。大理寺言、知強盜及持仗竊盜之情而藏匿、若過致資給及漏露消息、令得行盜及隱避者、竝罪至死、及應配者、竝配本州。強盜死罪情重者、依重法地分窩藏法、仍奏裁。

(85) 『長編』卷二八〇、熙寧十年二月戊子。詔河北・京東路轉運司、強盜罪至死該案問減等者、未得斷、具析以聞、候盜賊稀少日取旨。以強盜多因案問減死、配他郡、逃還鄉里、讐害告捕之人、人不敢告捕、而盜賊益多故也。案問欲舉自首法については、梅原郁編『譯注中國近世刑法志』上、創文社、二〇〇二年、一八八―一九三頁を參照。

(86) 『文獻通考』卷一六七、刑考六、刑制によれば、この改正は元符三年(一一〇〇)のことと分かる。

(87) 李暉『皇宋十朝綱要』卷一七、大觀二年正月壬子朔。なお、『宋會要』選舉三三十七、大觀三年五月十六日に、「新

差提擧水興軍等路常平韓蹈奏、臣伏讀八寶赦書、應行重法州縣、竝特與免重法地分」とある記述から、重法の廢止が同日發布された「八寶赦書」に書かれていたと分かる。

(88) 『宋史』卷一九三、兵七、逃亡之法に引く徽宗崇寧四年十月の尙書省の言。

(89) 『宋會要』兵二一四七、慶元二年十一月十八日。湖南安撫司言、潭州條畫措置保伍防閑盜賊合行事件、委是經久可行、乞下本路州軍遵守。從之。(中略)一、甲內人、如停著逃軍・盜賊、及自爲劫掠者、仰團長等、執捉赴官、斷罪給賞。其窩停人、照條拆屋行遣、甲內容庇、五家一例重斷。

(90) 『宋史』卷三八八、李浩傳。乞外、得台州。(中略)里豪民鄭憲以賞給事權貴人門、囊橐爲姦、事覺、械繫之、死獄中、盡籍其家、徙其妻孥。この孝宗初年の事件からも、少なくとも慶元令がこの種の法規の嚆矢ではないと了解される。

(91) 『長編』卷三七〇、元祐元年閏二月。「呂」陶又言、(中略)始因去年八月中執政申請、以繁劇處・重法地分爲詞、

收占吏部所用知州・通判・知縣并在京庫務・寺監丞闕六十餘處、竝歸中書取旨選差之後、除吏之弊、私徇濫多。このように重法地分を官員ポストの種別・等級に用いたのもその一例であろう。

(92) 李心傳『建炎以來繫年要錄』卷二〇〇、紹興三十二年十一月丁亥。內降附下寬恤事十八條。(中略)又一項、訪聞、州縣捉獲盜賊、獄吏輒教令廣引豪富之人、指爲窩藏、至有一家被盜、鄰里富室爲之駭然、賊情未得、而胥吏之家賄賂充牣、平居富民或與吏輩小有睚眦、一得賊徒、使之通注、其禍尤酷。この例にとどまらず、南宋では富裕層が官憲から窩藏の嫌疑で賄賂を強要されたり、没落を餘儀なくされる例が跡を絶たず、財産籍没の弊害がたびたび政治問題となる一方で、とくに邊地では形勢や豪民が侮りがたい勢力として盜賊の窩藏にも手を染める場面がたびたび見られた。妻子緣坐法と籍沒法が勵行されたがゆえの弊害と言つてよからう。

DAOZEI ZHONGFA 盜賊重法 IN THE NORTHERN SONG

TOKUNAGA Yosuke

Many instances of illegal activities are recorded in the Song historical literature. These involved not only unlawful trafficking in items that were government monopolies, but also transregional operations of organized crime across districts and administrative units. These organized groups of burglars and/or bandits, were called *qundao* 群盜 or *junzei* 軍賊. The gradual increase in the scale and number of crimes and the better organization of these groups caused significant social unrest in the Song.

Deeply concerned, the dynasty answered by improving the law enforcement system to arrest these criminals and developed a mechanism to maintain the security of local communities at the neighborhood level. Strict measures were taken against burglary and banditry, and several rural areas were named top priority areas (*zhongfa difen* 重法地分), where an all-out crackdown was carried out. These legal measures were collectively called *Daozei zhongfa* 盜賊重法. The *Daozei zhongfa* was in effect for 43 years during the late Northern Song period. It started with the institution of the *Wocang Zhongfa* 窩藏重法 in 1065 (the second year of the Zhiping 治平 era) under the reign of Emperor Yingzong 英宗, and was followed by the *Jiedao Zhongfa* 劫盜重法 introduced the next year.

What was groundbreaking about the *Wocang zhongfa* was that it was security legislation aimed not at the criminals themselves, but at collaborators and acts of support, such as harboring criminals (*wocang* 窩藏), providing renegades hideouts and offer necessary services and goods. The law was intended to destroy criminal organizations by clamping down on those who helped them. *Wocang zhongfa* punished the family members of the criminals. The *Jiedao zhongfa* stipulated that the authorities could punish those criminals more heavily than preceding punitive laws. Both these laws were indeed harsh.

However the jurisdiction of the new legislation, *Daozei zhongfa*, was very limited from the time of its promulgation. Its maximum geographic range was reached in 1086, the first year of the Yuanyou 元祐 era of Emperor Zhezong 哲宗. However, even at that time it never extended beyond Kaifeng 開封, the capital city of the dynasty, and some other main prefectures and counties along the transport network in the middle and lower reaches of the Yellow River and the Huai River which were linked to Kaifeng nor beyond the mountainous area of Fujian.

As time went on, the burglars and bandits became stronger and more daring, and the situation worsened. The *Daozei zhongfa* was tested by this reality and its effectiveness was increasingly questioned. The Song authorities' response wavered. On the one hand, the central government as a temporary measure expanded the legislation's jurisdiction beyond the original areas, and also repeatedly attempted to apply the *Wocang zhonfa* as a nationwide legal norm.

The *zhongfa difen* were quickly abolished in 1108, the second year of the Daguan 大觀 era under Emperor Huizong 徽宗. The aforementioned context was the underlying cause, but the law had become more and more inconsistent and most of the *Wocang*-related regulations in the legislation were incorporated in the general laws (海行法) of the *Chiling geshi* 敕令格式. In the Southern Song the general laws also included an article on family collective responsibility and a provision providing rewards from confiscated property.

This fact indicates that these measures were then reckoned effective to combat the problem of *wocang*. It also means that the regulations that were in the beginning a stopgap measure in the interim legislation of *zhongfa* finally became formal components of universal law. Put into historical perspective, this legal environment of the Song dynasty proved to have paved the way for the appearance of the *Qiang qie daozei wozhu li* 強竊盜賊窩主例 of the following Yuan dynasty and the *Daozei wozhu fa* 盜賊窩主法 of the later Ming dynasty.